

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第3回期日（20191016）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告：原告番号1ないし6

被告：国

第3準備書面

（情勢に関する主張書面-2）

2019年9月30日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

原告らは、訴状第7項2（本件規定の違憲性が明白であること）において、国内外の諸事情・動向を挙げて「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条1項及び同14条1項違反であることは、遅くとも、原告らが日本において婚姻届を提出したときよりも相当前の時点において、国会にとって明白になっていた」と述べた（訴状59頁）。また、本日提出する原告らの第2準備書面第1の1項（4）においても、同性間の婚姻も「婚姻」に含まれ得るものであるとする社会的な意識が確立したこと示す社会状況の変化があったことを示した。こうした諸事情・動向は更に進展の勢いを増しているもので、同性婚及びこれに類似する制度の導入に関する様々な最近の取組みや社会の変化等について、以下のとおり、主張立証の補充を行う。

記

第1 日本国内における社会情勢

1. 地方自治体における取組み（パートナーシップ制度導入）

原告らの第1準備書面提出の後、2019年（以下、年の記載のないものは全て2019年である。）7月1日、福岡県北九州市も同制度を導入した（甲A164）。

茨城県でも7月1日、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しているが（甲A165）、こうしたパートナーシップ制度が都道府県のレベルで導入されるのは初めてのことである。

上記制度導入にあたり、茨城県においては県議会最大会派のいばらき自民党による反対があったが、茨城県の大井川知事の「この扱う問題が基本的人権に関わるもの」であり「スピーディな対応」が必要であるとの認識のもと、条例ではなく、知事の権限において設定可能な要綱に基づいて制度が導入されたとのことである（甲A166）。茨城県におけるパートナーシップ制度導入に係る上記経緯は、同性婚制度が民主的過程を経て導入されることが期待し難いとの原告ら主張を裏付けるものとなっているということもできよう。なお同知事

の記者会見においては、パートナーシップ制度を導入した他の自治体において特段大きな問題が報告されておらず導入した場合のデメリットは非常に少ないことも指摘されている。

茨城県は、同制度に基づいて宣誓書を受領したカップルに関して、県内四十四市町村に公営住宅の入居の手続きなどで戸籍上の家族と同等の取扱いを受けられるように呼び掛けをしていることも報道されているとおりである（甲A167）。

香川県三豊市でも、山下市長が、6月7日、「パートナーシップ制度」を、今年度中に導入する方針を市議会で示した（甲A168）。実現すれば、四国で初となる。

更に、長崎県長崎市は8月16日にパートナーシップ制度を導入し（甲A169）、愛知県西尾市も9月1日に同制度を導入した（甲A170）。

当地北海道でも、9月20日、札幌市の非営利団体「同性パートナーの権利を求める会」が請願書を道議会議長に提出し、ますます都道府県単位のパートナー制度は拡がりを見せている（甲A171）。

上記をみればわかるように、パートナーシップ制度を有する自治体は、もはやいわゆる大都市に限定されず、合計26自治体に上り、かつこれら自治体の擁する人口の合計は2000万人弱にもなる。いまや、日本の総人口の14%を超える人々が、同性カップルを家族と認める自治体のもとで暮らしているのである。

2. 司法

2019年9月18日、宇都宮地方裁判所真岡支部（中畑洋輔裁判官）は、米国で結婚して日本国内で同居していた同性カップルの30代の女性が、パートナーの不貞行為で破綻したことを理由に損害賠償を求めていた事案で、不貞慰謝料を認める判決を言い渡した。判決は、「婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じがたい」、「同性カップルに一定の保護を与える必要性は高い」と

したうえで、長期間の共同生活の実態などを踏まえて、内縁関係に準じた関係を認定したものである（甲A172）。

このように、司法も、同性カップルの法的保護を認める方向に向かっているのである。

3. 弁護士会

日本弁護士連合会は、2019年7月18日、同性の当事者による婚姻に関する意見書を発表し（甲A153）、その中で、同性間の婚姻が認められていないことについて、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害であり、国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきであるとの意見が表明されている。これは、訴状第7. 1. (3)に記載した日弁連に対する人権救済申立事件に関する日弁連の調査の過程において、日弁連の見解を一般的な形で発表することが適切であると考えに至ったことから発出されたものである。

4. 行政

2019年6月10日、スポーツ庁は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」（甲A173）を長官決定した旨を発表した。同ガバナンスコードにおいては、「原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。」「(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること」との原則が、中央競技団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範として設けられているところ、同原則の補足説明として、かかるコンプライアンス教育においては「性的指向及び性自認…に基づく差別の禁止について」取り扱うことが考えられる旨の記載がなされている（27頁「(2)について」参照）。

5. 意識調査

国立社会保障・人口問題研究所は、2019年9月13日、第6回全国家庭動向調査の結果を発表した（甲A174）。この調査は、2018年に実施された

国民生活基礎調査のために全国から層化集落抽出法によって選出された1106の国勢調査区の中から、無作為に抽出した300の調査区に居住する結婚経験のある女性を対象としており、2018年7月1日の事実に基づいて記入を求めている。

この調査において、「男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ」という項目の賛成割合は、全体で75.1%に上り、「男性どうしや、女性どうしの結婚（同性婚）を法律で認めるべきだ」への賛成割合もほぼ7割の69.5%となった。また、「同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある」の賛成割合も、69.4%となった。

第2 まとめ

以上のとおり、最近の諸動向に照らしても、「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条及び同14条1項違反である」ことは、一層明らかになってきているのである。

以 上